

6. 条文例（調停とする場合）

（甲＝管理者等、乙＝SPC）民事調停法など法定の調停ではなく、任意の調停を想定

第〇条 紛争調整会議

1. 甲及び乙は、本契約に関する紛争を解決することを目的として、相手方に書面により通知することにより、紛争調整会議を招集することができる。
2. 紛争調整会議は、甲及び乙の代表者により構成されるものとする。また、両当事者が合意した場合には、構成員以外の者に対して出席及び意見を求めることができる。
3. 紛争調整会議の構成の詳細、議事進行方法、議事録の作成等に関する事項は、第1回目の関係者協議会までに甲と乙との協議により別途定める。
4. 甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合でも、本条に定める協議及び次条に定める中立的第三者による調停を経た後でなければ、訴訟を提起することができない。ただし、これにより甲又は乙の権利が著しく害される場合を除く。また、[(協議及び調停が不要である紛争の種類を記載)]の場合については、本条に定める協議及び次条に定める調停を経ることなく訴訟を提起できるものとし、また、[(調停が不要である紛争の種類を記載)]の場合については、本条第1項に定める通知が送付された後、[]日以内に合意ができなかった場合には、次条に定める調停を経ることなく、訴訟を提起できるものとする。

第〇条 中立的第三者による調停

1. 前条第1項に基づく紛争調整会議による協議を一方の当事者が他方の当事者に申し入れてから [] 日以内に解決できない紛争については、いずれの当事者も中立的な調停人による調停を申し入れることができる。
2. 調停人は、[本契約締結後 [] 日以内に / 調停の申し入れがなされてから [] 日以内に]、両当事者の合意により選定する。調停人が欠けた場合には、調停人が欠けた日から [] 日以内に両当事者の合意により新たな調停人を選任するものとする。 [調停人は、建設、運営及び財務に関する専門家がそれぞれ1名ずつ選任され、紛争の内容に応じて単数又は複数の調停人がその任に当たるものとする]。
3. 調停人の地位を受任することにより利益相反が生じるものは、調停人に選任されることはできない。
4. 両当事者が選任について合意できなかった場合には、[中立的な第三者機関] に選任を依頼するものとする。
5. 調停の申し立てがなされてから [] 日以内に、両当事者は調停人に対してそれぞれの主張を書面に提出するものとする。
6. 調停人は、両当事者が合意に達した場合を除き、両当事者から書面を受け取ってから [] 日以内に 調停案を示すものとする。調停案は両当事者を拘束しない。

削除:

削除: 第〇条 調整会議⁶⁶

1. 甲及び乙は、良好なコミュニケーションを図ることにより、本事業を円滑に遂行し、本事業に関する甲と乙との間の紛争を予防し、解決することを目的として、本契約締結後〇〇日以内に [関係者協議会の一部として / 関係者協議会とは別に] 調整会議を設置する。
2. 調整会議については、本事業に関する疑義及び異議の解決、本契約の解釈並びに本契約に定めのない事項の決定その他本事業に関する必要な一切の協議を行う。
3. 調整会議は、[構成員を記載]により構成される。調整会議は、必要に応じ、構成員以外の者に対して出席及び意見を求めることができる。
4. 調整会議は、[少なくとも3ヶ月に1回]開催することにより、紛争の予防に努めなければならない。その他必要に応じて開催することができる。
5. 調整会議の構成、議事進行方法、議事録の作成等に関する事項は、[]

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

削除:

削除: 第〇

削除: 〇〇

削除: 〇〇

削除: 〇〇

削除: 〇〇

7. 調停案が示された後 [] 日以内に合意ができなかった場合には、甲及び乙は訴訟を提起することができる。
8. 乙が金銭的賠償により回復することができない重大な損害を被る場合を除き、前条による協議、本条による調停及び訴訟の期間中、乙は甲の指示に従って業務を履行しなければならない。また、甲は乙による業務の履行の確認が完了した部分についてサービス対価の支払を拒むことができない。ただし、本項は乙の甲に対する損害賠償請求を妨げない。
9. 調停人は、調停案の提示前に最低2回以上、調停案提示後[]日以内に最低2回以上調停期日を開催し、両当事者の合意による解決を促すものとする。調停期日には、乙から業務の委託を受けている者その他の利害関係人も出席できるものとする。
10. 調停に要する費用は各自が負担する。

削除: により解決するものとする

削除: 甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合でも、本項に定める期間が経過した後でなければ、訴訟を提起することができない。ただし、これにより甲及び乙の権利が著しく害される場合はこの限りではない。

削除: ○○

【紛争解決に関する実務上のポイント】

管理者等と選定事業者間の紛争に対しては、当事者間での協議⇒中立的第三者の判断⇒仲裁・裁判、と段階的に解決のための枠組みを規定する必要がある。本規定及びその背景となる考え方のポイントは以下のとおり。

- ① 紛争を防止するために通常時からのコミュニケーションを密に行い、相互の信頼関係の醸成を図ることが必要である。
- ② 紛争が生じた場合は、紛争調整会議により、まず両当事者の間で紛争の解決を図る。
- ③ 紛争調整会議による協議が整わなかった場合は、紛争の内容に応じた中立的専門家を両当事者間の合意により選任し、調停する手続き（中立的専門家の判断に拘束力を持たせない手続）を規定することが考えられる。

書式変更: インデント: 左 1 字

削除: 紛争予防、解決にふさわしい構成員で、当事者間の紛争が生じた場合の協議の場を設定し、

削除: う

削除: 係争

削除: 前項

削除: 専

削除: ③第三者が入る手続に先立ち、契約締結の際と同じ弁護士又はこの分野に知見を有する弁護士を当事者のアドバイザーとして関与させて協議を行うことも有効である。

第IV章 「法令変更」に関する標準契約書モデル及びその解説(案)

1. 概要

PFI 事業期間中に生じる法令変更に伴う費用の増加等の負担者と手続について規定される。この際、基本となる考え方は、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するということであり、これに従って様々な規定がなされることになる。ただし、将来の法令変更は様々なものがありえるため、あらかじめ完全に決めることは不可能である点にも留意する必要がある。

2. 問題状況

現在、PFI で用いられている事業契約においては、「本事業に直接影響を与える法令の変更」（特に本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で事業者の費用に影響があるもの）についてのみ管理者等の負担と規定されていることが多い。この基準は基本的には維持されるべきものと考えられるが、具体的に適用する際に明確な基準といえるのか、一方の当事者に酷となる結論が生じることがないかなどの課題があり、基準を明確かつ公平なものとするよう工夫をする必要がある。

例：入札段階では、建築基準法の改正が具体化されていなかったが、事業契約締結後改正に基づく基準が施行され、例えば建築物の満たすべき基準が変化したことによる増加費用（例：基準の変更に伴い、より多くの鋼材が必要となった場合などの費用）の位置づけなど、明確に「本事業に直接影響を与える法令の変更」と位置づけていない限り、どちらに該当するのかが不明確となる場合があり、これについて適切に対応する必要がある。この際、たとえ法令変更事由が生じたとしても、その対象、適用範囲（財並びに工事、単価と量、及び影響度など）に関しては、予め、費用の明細などを了解しておかない限り、単純に評価判断できない側面があることにも注意が必要である。

3. 基本的な考え方

(1) 法令変更への対処の困難性

法令変更に関する対処の方法については、法令の属性に着目し、因果関係の明確性や影響に応じて類型化することや、法令への効果に着目して、定義を詳細化していくことなどが考えられる。ただし、法令変更に関する規定については、その対象、範囲、影響度を予め定義することが難しいという側面があり、具体的な条項の在り方については、様々な考え方があるところであるため、容易に標準化できる部分ではない。3で示す考え方は、現実のPFI 契約をベースにしつつ修正を加えたものであるが、法令変更への対処の方法については様々な考え方があることに留意する

必要がある⁵⁷。

(2) リスク分担の明確化の必要性

リスク分担の明確化というPFIの基本理念からは、法令変更の際の増加費用の負担の規定についても、基準をできる限り明確化すべきである。そこで、それぞれの事業の特性に応じて、将来行われる可能性のある変更で重要なものについては、予め取り扱いを明記することが望ましい。ただし、実際には予想できない変更が生じる可能性が高く、明記できる場合は限定される。

(3) リスク分担に関する考え方

リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する、というPFIの基本理念からは、法令変更規定は民間に管理できないリスクを負わせないようにする必要がある。法令変更は民間がリスクを管理できないという考え方を前提にすれば、①法令変更の対象者が広く一般的である場合、②民間の創意工夫により費用の増加の影響を抑えることができる場合、③（民間収益事業など）法令変更によるコストの増加を一般利用者等に転嫁しうる場合を除いては、基本的には公共がリスクをとるべきであると考えられる。

①**一般的法令変更**：法令変更のうち、その影響が広範に及ぶものについては（一般的法令変更）、法令変更の対象者が広く一般的であり、選定事業者もその効果を受忍すべきである。この場合、間接的には物価指数等に影響を与え、サービス対価の物価スライド条項その他指標に応じた調整条項、ベンチマーキングの規定、マーケットテストの規定など、価格調整に関する条項により最終的には一定部分費用の増加を吸収できるため、この観点からも選定事業者の負担とすべきである。（たとえば法人税率の変更があった場合、全国の全ての企業にとって内部コスト増になるので、コスト増が各企業の商品の価格に上乗せされ、物価指数に反映される等）。

②**選定事業者の努力により軽減できる場合**：（後述(3)参照）。

③**利用者に転嫁できる場合**：利用料金の値上等によって、法令変更によるコストの増加を一般利用者等に転嫁しうる場合は、選定事業者の負担とする。

④**通常の民間の事業との差異**：民間企業においては、法令変更による事業の増加費用を、その分野において事業活動を行わないとすることにより影響を一定の範囲内に抑えることができる。これに対して、選定事業者の場合は、公目的達成のために契約上その行動が制限されるという選定事業者の義務の特異性から、一般の企業活動に比べて収益や支出の枠組みが固定しており、法令変更に伴う費用増を、収益を増大して吸収できる手段が限定される場合もあることに配慮することも考えられる。

(4) 軽減義務

⁵⁷ <参考>において英国の例を示した。また、後述する一般的法令変更の場合や、民間収益事業の場合でも、民間では対応できるリスクではないのではないかと考えもある。

削除:
例：施設の基準等にかかわる法令につき変更が予想される場合、保険医療制度との関係で診療報酬の支払の仕組みが変更された場合などについて、どのような取り扱いを行うべきかについて明示しておくことが考えられる。

削除:

削除: 自己の裁量において、

削除: 当該事業

削除: から撤退する

削除: 等

削除: 回避する

削除: もの

書式変更: フォント：(英) MS 明朝, (日) MS 明朝, 10 pt

削除: PFI 事業契約上の公共サービスの提供という

削除: 税制

削除: 選定事業者の裁量が一定程度狭くなる

書式変更: 蛍光ペン (なし)

削除: 指摘

選定事業者は、法令変更によって費用の増加が見込まれる場合、その影響を軽減するために合理的な努力を行うものとする。

(5) コミュニケーションの重要性

法令変更への対処法（費用を増加を抑える方法など）について、早い段階（法令変更についての具体的な情報が入手した段階）から官民のコミュニケーションを密に図ることにより、可能な限り、円滑に解決することが望ましい。

4. 具体的な規定の内容

(1) プロセス

法令変更については、早い段階から当事者間の密度の高いコミュニケーションを行うことにより、増加費用等を軽減できる場合も少なくない。そこで、法令変更が予想される場合には、早い段階で他方の当事者に通知をした上で協議を開始し十分な時間をかけて議論することにより、双方で情報を共有して、協力しながら、正確な影響を評価し、増加費用の軽減に努力することが重要である。これによっても軽減できなかった増加費用については、(2)以降の原則に従ってどちらが費用を分担するかを決定することになる。

削除: 解決

削除: あた

(2) 費用の分担方法

① 直接法令変更及び一般法令変更

「本事業に直接影響を与える法令の変更」（特に本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で事業者の費用に影響があるもの）とそれ以外の法令変更（一般的法令変更）に分類し、後者については選定事業者とする（理由については3 (3) ①参照）。

② 資本的支出

資本的支出については、個別性が高く物価スライド等で吸収することは困難と考えられることから、法令の種類に関わらず管理者等の負担とすることが考えられる。

資本的支出の内容：建設費の増額や、運営開始以降の新たな設備の導入、大規模修繕等が該当する。解体費についても、これと同様に扱うことも考えられる。

③ 民間収益事業等の場合

上記2(2)③記載のとおり、民間収益事業等選定事業者が利用者からの利用料金を収受するスキームの場合は、費用の増加を利用料等に反映させることができること、また、他の民間事業者との公平を図ることから、原則として選定事業者の負担とする。ただし、費用の利用料への転嫁については、一定の限界があることに留意すべきである。⁵⁸

費用の利用料への転嫁の限界

- 1) 選定事業者が利用者からの利用料金を収受するスキームの場合でも、例えば指定管理者制度が採用されている場合のように、利用料金の設定について制約がある場合が多い。この場合、法令変更の場合は利用料金の変更に管理者等が同意する旨規定するか、管理者等が増加費用を負担する方法により、選定事業者に過大なリスクを負わせないようにすべきである。
- 2) 利用料金の値上げが可能である場合でも、値上げにより、利用者が減少し、リスクプロファイルが変わる可能性がある。従って、利用料金値上げが可能である場合でも、利用者にこれを転嫁することを前提に選定事業者が増加費用を負担することが常に妥当であるとは限らない点に留意する必要がある。

削除: る

削除: す

削除: 契約上

④税制変更

税制の変更に起因する増加費用の負担割合については、「サービス対価」の外税とした消費税率の変更による増加費用を管理者等の負担とすることが通例である。加えて、資産所有にかかる税率の変更及び新税設立による増加費用を管理者等の負担とすることもあり得る。なお、法人税率の変更等、選定事業者の利益に課される税制度の変更による増加費用は、選定事業者の負担とすることが通例である。

(3) 軽減義務

上記2(2)②記載のとおり、選定事業者の努力により法令変更による影響を押さえることができる部分については、管理者等は増加費用を負担すべきではない。したがって、管理者等が法令変更リスクを負担する場合については、選定事業者に費用の増加を押さえるために合理的な範囲内の努力を行う義務を負わせることが適切である。

軽減義務の規定方法

1) 包括的に軽減義務を規定する方法: 事業者は増加費用を軽減するために合理的な範囲内で努力を行うものとする旨規定する⁵⁹。

2) 軽減のための協議内容を規定する方法: 軽減するための努力を行ったことを示す証拠や類似の事業に与えた影響に関する証拠の提出など、協議の内容を予め規定する (詳細は<参考>英国に

書式変更: 下線なし

書式変更: フォント: 太字 (なし), 下線なし

書式変更: フォント: 太字 (なし), 下線なし

書式変更: フォント: 太字 (なし)

⁵⁸ 選定事業者に事業継続事務があるのであれば、むしろ管理者等がリスクを負担すべきではないかという考え方もあり、この点についてはさらに検討を要する。

⁵⁹ 実際には、何をもって「合理的努力」を行ったといえるかについては、判断が難しい点に留意する必要がある。

(4) 特定の法令の変更に関する規定

特に当該事業において将来問題になる可能性があるとして予想される変更については、「本事業に直接影響を与える法令の変更」「一般的法令変更」のどちらに分類するか、あるいは両者とも別の扱いにするかについて契約書に明記するなど、例示によって扱いを明確化することが考えられる。

- 1) 法令変更とはいえないが法令の運用が変わった場合についても（例えば、建築確認の運用手続が変更になった結果、費用が増加した場合）、予測可能であるものがあれば特定の上対処方針を規定しておくことが望ましい。
- 2) 一つの法令の中でも、規定によって、管理者等のリスクとすべきところ、選定事業者のリスクとすべきところが分かれる可能性もあるため、必要があれば規定ごとにリスク分担を記載するものとする。

3) 費用の増加については、選定事業者が立証責任を負うべきである。

5. 留意点

(1) 費用を両当事者で分担する方法

資本的支出相当分の費用負担に関しては、管理者等が増加費用を負担することを原則としつつ、選定事業者の努力により増加費用を抑えることができる場合が考えられることや、手続き負担の観点（比較的少額の変更について対価の変更のための手続を行うことは煩雑である）から、選定事業者も一部負担することも考えられる。

例：〇〇万円までは民間負担⁶⁰、〇〇万円以上〇〇万円までは公共〇%、民間〇%を負担、〇千万円以上は全額公共負担とするなどの方法が考えられる⁶¹。これにより、民間が負担する最大額を示すことができ、その結果金融機関も法令変更についてどの程度のリスクを見ればよいか明確になるというメリットもある。

(2) 費用の減少への対処

運営段階において、規制緩和によって要求水準を変更し選定事業者の義務を軽減できる場合のサービス対価の変更についても、可能である限り対応方法を規定しておくことが望ましい。

削除:

第〇項の通知を当事者の相手方から受領した場合はできる限り速やかに、両当事者は同項に規定された問題及び受注者が適格法令変更による影響を少なくする方法について協議を行いかつ合意するものとする。これには以下の内容が含まれる。

(i) 受注者が、合理的に努力して下請業者に発生する費用増加を最小化し、費用削減を最大化するための合理的な努力を行った（相見積り等の取得（可能である場合）を含む）ことの証拠の提供。

(ii) 資本的支出が発生した場合又は発生すると予想される場合に、予見できる当該法令変更を受注者が考慮したことを示すことを含め、費用削減に効果的な方法で資本的支出の発生又は発生回避が算定されているかについての説明。

(iii) 当該事業会社の株主又は関係会社が運営している事業も含めて、法令変更が当該事業と類似した事業の料金水準に与えた影響の証拠の提供。

(iv) 当該適格法令変更によって必要となった資産の取替え又は維持管理のために発生すると予想される費用で発生が回避できる費用の説明。

書式変更: 下線なし

⁶⁰ 民間が負担する金額の設定方法としては、契約金額の一定割合として示す方法もありうる。

⁶¹ 選定事業者の努力により抑ええることのできる増加費用の範囲については慎重に検討する必要がある。また、金額の設定方法によっては、民間が入札の際に予備費を積むことにより VFM を逆に低下させる可能性があることに留意すべきである。

(3) 債務負担行為との関係

管理者等は、法令の変更に基づく増加費用に備えて、債務負担行為の設定額には一定の余裕を持たせることが望ましい。ただし、増加費用の額が大きい場合には債務負担行為を修正することが必要と考えられ、どこまで余裕を持たせることを認めるかについては、更に検討を要する。

<参考>英国における法令変更（概要）

1. 法令変更の定義

「法令変更」とは、契約締結日以降に、次のいずれかが効力を生じることを行う。

- (a) 法令（契約締結日以前に以下により公表されていたものを除く）
 - (i) 各省庁諮問書（Government Departmental Consultation Paper）の一部としての法令草案。
 - (ii) 法案
 - (iii) 政省令の草案。
 - (iv) EC 官報掲載の草案。
- (b) ガイダンス
- (c) 関係する裁判所の適用可能性のある判決で、拘束力のある判例を変更するもの。

「法令」とは、英国における 1978 年の法令解釈に関する法律第 21 条（1）の規定の範囲内の国会制定法又は下位の法令、国王大権の行使並びに 1972 年ヨーロッパ共同体法第 2 章に規定された強制可能な共同体権利を意味する。

2. 差別的/特別法令変更及び一般法令変更

法令変更の内容		負担者
差別的法令変更 「差別的法令変更」とは、下記の対象に適用される旨明示した法令変更を意味する。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 当該事業のみに適用され、PFI に基づく他の同種の事業には適用されないもの。 (b) 当該受注者にのみ適用され、他の者には適用されないもの。 (c) PFI 事業の受注者に適用され、他の者には適用されないもの。 		発注者
「特定法令変更」とは、[当該サービスと同一若しくは類似のもの]の提供、又は [当該サービスと同一若しくは類似のサービス]の提供が主たる業務となっている会社の株式保有に関する法令変更を意味する。		
「一般法令変更」（差別的法令変更および特定法令変更以外）	サービス期間中に発効し、資金的支出の支出を伴うもの	発注者及び受注者が分担
	その他	受注者

3. 法令変更の手続

- (a) 法令変更が行われる又は直近に変更が行われる場合、当事者は相手方に対し、想定される影響に

関する意見を送付する。この意見には以下の詳細が含まれる。

- (i) 必要なサービス変更。
 - (ii) 適格法令変更に対して本契約の条件変更が必要となる可能性。
 - (iii) 受注者が予定されたサービス提供開始日までにサービス提供を開始すること、及び/又は適格法令変更の実施期間中にパフォーマンス規定を達成することなどについて、契約上の義務の履行の免除が必要であるか。
 - (iv) 適格法令変更から生じた収益の損失
 - (v) 適格法令変更により直接生じるプロジェクト費用の変更見積
 - (vi) 事業期間中の適格法令変更により新たに必要となった、又は必要なくなった資本的支出。
いずれの場合でもサービス内容の変更の実施に関する詳細手続を含むものとする
- 実施費用（及びユニタリーチャージの変更）については、下記(b)～(f)に従うものとする。

4. 軽減義務に関する規定

- (b) (a)項の通知を当事者の相手方から受領した場合はできる限り速やかに、両当事者は(a)項に規定された問題及び受注者が適格法令変更による影響を少なくする方法について協議を行いかつ合意するものとする。これには以下の内容が含まれる。
 - (i) 受注者が、合理的に努力して下請業者に発生する費用増加を最小化し、費用削減を最大化するための合理的な努力を行った（相見積もりの取得（可能である場合）を含む）ことの証拠の提供。
 - (ii) 資本的支出が発生した場合又は発生すると予想される場合に、予見できる当該法令変更を受注者が考慮したことを示すことを含め、費用削減に効果的な方法で資本的支出の発生又は発生回避が算定されているかについての説明。
 - (iii) 当該事業会社の株主又は関係会社が運営している事業も含めて、法令変更が当該事業と類似した事業の料金水準に与えた影響の証拠の提供。
 - (iv) 当該適格法令変更によって必要となった資産の取替え又は維持管理のために発生すると予想される費用で発生が回避できる費用の説明。これには上記(a)(5)又は(6)の結果発生する又は要求される金額を含む。

5. 支払についての規定

- (c) 受注者が適格法令変更を原因とする追加の資本的支出分を負担する旨両当事者が合意した場合又は第28章「紛争解決」によりその旨決定された場合（本項に定める一般的法令変更の結果資本的支出を受注者が負担する旨合意した場合又は決定された場合は除く）、受注者及び優先貸出人が満足する条件により、受注者は資本的支出のために必要な資金を調達するため、合理的な努力をしなければならない。